

児発・放デイ | 実務ガイド

配置基準と 常勤換算の基礎

ROOTS

児発・放デイの運営ソフト | 株式会社INU
rootshub.jp



定員10人までなら、児童指導員又は保育士は2人以上です

10人を超える場合は、5人またはその端数が増すごとに1人を加えます。

障害児の数	必要な合計数	考え方
10人まで	2人以上	基準となる人数
11～15人	3人以上	2人+1人
16～20人	4人以上	2人+2人

人数だけでなく、月次では必要数と同じ常勤換算を満たし、児童指導員又は保育士のうち1人以上が常勤であることも確認します。

本資料は、児童発達支援（センター・重心型を除く）と放課後等デイサービスの基本的な考え方を扱います。事業所類型や多単位などの個別条件は別途確認してください。

必要数は、単位ごとのサービス提供時間帯を通じて満たします

一日の合計勤務時間や始業時の人数だけではなく、時間帯ごとに在席と役割を確認します。



「営業時間」と「単位ごとのサービス提供時間帯」が異なる場合があります。登録された提供時間帯を判定窓にし、未登録の場合に限って営業時間を使うのがROOTSの判定仕様です。

児童指導員又は保育士のうち1人以上が常勤という要件は、常勤者が提供時間帯の全てに在席するという意味ではありません。時間帯配置と月次の常勤属性を分けて確認します。

常勤換算は「算入する勤務時間 ÷ 常勤の所定時間」です

計算式

- 1 分子**
対象職務へ算入する勤務延べ時間
- 2 分母**
常勤職員が勤務すべき時間
- 3 上限**
1人あたり1.0。残業分は上乗せしない

週40時間の例

- 1 職員A**
対象時間 24時間 → 0.6
- 2 職員B**
対象時間 16時間 → 0.4
- 3 合計**
24+16=40時間 → 常勤換算1.0

同じ時間を基準人員・加配・専門的支援体制へ重ねて算入しません。対象月の所定時間と、職員ごとの役割・配置区分を先に確定します。

児発管は1人以上を、専任かつ常勤で配置します

1人以上

欠けない体制をつくる

児童発達支援管理責任者の配置は、児童指導員又は保育士の必要数とは別に確認します。

専任

基準人員と重ねない

児発管として配置する時間を、児童指導員又は保育士の基準人数へ二重に数えません。

常勤

雇用上の属性で確認

事業所で定めた常勤職員の所定時間に達するかを確認します。管理者との兼務は可能です。

児発管がサービス提供時間帯の全てに在席することまでは求められていません。日々の時間帯配置ではなく、事業所×月の専任・常勤の配置属性として確認します。

加配と専門的支援体制は、基準人員の外側に積み上げます



同じ職員を使う場合でも、同じ勤務時間を加配と専門的支援体制の両方へ算入しません。それぞれの1.0を別枠で確保します。

加配の職種・経験区分や専門職の対象範囲は届出内容と資格証拠で確認します。未設定・未確認の職員を「該当」と推測しません。

人数・常勤・加配を一つの判定にまとめないことが重要です

誤解 01

一日2人いればよい

必要なのは、単位ごとの提供時間帯を通じた配置です。
休憩・送迎・交代の切れ目も確認します。

誤解 02

常勤者が終日いなければ違反

1人以上常勤は月次の配置属性です。常勤者自身の終日
在席要件とは分けて判断します。

誤解 03

加配も基準人数に数えられる

算定中の加配・専門的支援体制は基準人員に加える枠
です。同じ時間の二重計上はできません。

職種、雇用区分、週所定時間、サービス提供時間帯などの必須データが欠けている場合は、充足と推測せず「判定不能」として確認します。

ROOTSなら、シフトから常勤換算と配置不足を自動計算できます

職員情報、提供時間帯、シフト、配置区分を同じデータでつなぎ、日次と月次を分けて検証します。

時間帯ごとに確認

- 15分スロットで必要人数と在席を照合
- 提供時間帯、役割、送迎中の配置除外を反映
- 不足区間をまとめて警告として表示

月次で自動集計

- 所定時間を分母に常勤換算を計算
- 基準人員・加配・専門的支援を別枠で集計
- 常勤要件と児発管の配置属性を確認

資格・雇用区分・週所定時間などが未登録の職員は算入せず、入力不足を表示します。自動計算は確認を支える機能で、最終判断は指定権者の取扱いと照合します。

配置は「時間帯」「月次」「上乗せ」の順に確認します

確認の順番	見るポイント
1 基準数	10人まで2人以上。10人超は5人または端数ごとに1人追加
2 時間帯	単位ごとの提供時間帯を通じて必要数を維持
3 月次	必要常勤換算、児童指導員又は保育士の常勤1人以上を確認
4 児発管	1人以上を専任かつ常勤で配置
5 上乗せ	加配・専門的支援体制を別枠で確保し、二重計上しない

人数が合っているだけでは十分ではありません。誰が、どの役割で、どの時間に勤務し、月全体で何人分になるかを一続きで確認します。

出典・確認事項

制度根拠は検証済みの省令と条文参照コメント、ROOTSの計算・検証範囲はシフトエンジン仕様で確認しています。

平成24年厚労省令第15号(確認日2026-08-14・検証済み)

リポジトリ内の検証済み一次資料

確認日: 2026-08-14・検証済み

ROOTS シフト自動作成エンジン仕様書

docs/product/shift-engine-spec-2026-08-14.md

確認日: 2026-08-14

ROOTS 人員配置基準チェック | 第5条第1項・第3項・第6項・第7項・第8項等の参照コメント

src/lib/staffing-standards.ts

確認日: 2026-08-14

Roots 制度ルールブック(障害児通所支援)

docs/rulebook/README.md

確認日: 2026-08-14

事業所類型、単位、職種、兼務、常勤の所定時間、加配・専門的支援体制の個別判断は、指定権者へ最終確認してください。
株式会社INU(ROOTS運営)は行政機関ではありません。